

(様式)

行政手続法・行政手続条例に基づく不利益処分に係る処分基準

		所管課室名	医務課	整理番号	4-6-18
処分の種類	医療法人の設立認可の取消(法令違反、命令違反の場合)				
根拠法令等・条項	医療法第66条				
処分の概要	医療法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく知事の命令に違反した場合には、他の方法により監督の目的を達することができない時に限り、設立の認可を取り消すことができる。				
処分基準	「知事の命令」とは、知事が医療法その他の法令に基づき医療法人に対して行う具体的処分、例えば報告徴収・立入検査(法63条)、改善命令、業務停止命令、役員了解任勧告(法64条)等をいい、「法令」には県条例及び規則も含まれる。 ※ なお、知事は、この処分を行うにあたっては、あらかじめ、県医療審議会の意見を聴かなければならない。				
基準の制定根拠	医療法人制度の解説(日本法令 H6.2.20)				